

花の盛りも過ぎ、初夏の気配が漂う季節となりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向▶▶▶▶▶

① 化審法における優先評価化学物質の指定と取消し物質を公表（厚生労働省・経済産業省・環境省）

経済産業省は4月1日、新たに6物質を優先評価化学物質に指定した。当該物質について、2026年度に製造・輸入するものから、優先評価化学物質として製造・輸入数量等の把握・実績の届出が必要となる（届出は2027年度以降）。一方、3月31日に優先評価化学物質の指定が取り消された6物質が公表された。

もっと詳しく☞

[経済産業省（令和7年度 製造・輸入数量の監視対象となる優先評価化学物質の取扱いについて）（PDF）](#)
[経済産業省（優先評価化学物質の指定・取消しと当該物質の製造数量等の届出について）](#)

② 化審法における高分子フロースキームを合理化（厚生労働省・経済産業省・環境省）

経済産業省は4月24日、化審法通知「既に得られているその組成、性状等に関する知見」としての取扱いについて」を改正した。本改正では、化審法における高分子化合物の評価の合理化を目的に、特定の要件を満たす場合は従来の高分子フロースキームで求められている試験を省略し、構造及び物性等で評価できる新たな高分子フロースキームが導入されている。また、事業者が本フロースキームを適切に活用して届出が行えるよう支援するため、「構造及び物性評価による高分子フロースキーム」の届出に係るガイダンスが併せて公開された。

もっと詳しく☞

[経済産業省（「既に得られているその組成、性状等に関する知見」としての取扱いについて）（PDF）](#)
[経済産業省（「構造及び物性評価による高分子フロースキーム」の届出に係るガイダンス）（PDF）](#)

③ リスクアセスメント対象物質の範囲拡大、がん原性物質の追加を公表（厚生労働省）

厚生労働省は3月31日、労働安全衛生法改正政令及び改正省令を公布し、リスクアセスメント対象物質（ラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質）として、新たに36物質を追加する旨を公示し、2028年4月1日から施行することを公表した。本改正で新たに追加される物質のラベル表示については、施行から1年間の経過措置が設けられる。また、がん原性物質に関する作業記録の30年間保存について、がん原性物質に該当しないこととなった場合にも、当該記録を作成した日から30年間の保存が新たに義務付けられた。本改正に伴い、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則を改正し、「がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの」についても「2025年3月31日まで」の分類結果（2025年4月1日から2027年3月31日までの間に当該区分に該当しないと分類されたものを除く）が反映され、2028年4月1日から施行される。

もっと詳しく☞

[厚生労働省（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について）](#)
[官報（厚生労働省告示第172、173、174号 令和8年3月31日）](#)
[労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質一覧（令和10年4月1日施行分）（Excel）](#)

④ 令和7年度化学物質管理に係る専門家検討会の報告書を公開（厚生労働省）

厚生労働省は3月27日、「化学物質管理に係る専門家検討会」の令和7年度報告書を公開した。本報告書は、労働安全衛生規則における濃度基準値及び測定法、皮膚等障害化学物質等に関して専門家が検討した結果を取りまとめたものであり、今後改正政省令、指針等の形で発出される予定である。

もっと詳しく☞

[厚生労働省（「令和7年度化学物質管理に係る専門家検討会」の報告書を公表します）](#)

海外動向▶▶▶▶▶

① 無水フタル酸及びHHCBのTSCAに基づくリスク評価案を公表（米国EPA）

米国環境保護庁（米国EPA）は4月10日、TSCAに基づくリスク評価書案を公表した。無水フタル酸は、評価対象となった44の使用条件のうち38でヒトの健康に不当なリスクをもたらすと判断された。香料成分1,3,4,6,7,8-ヘキサヒドロ-4,6,6,7,8,8-ヘキサメチルシクロペンタ[g]-2-ベンゾピラン（HHCB）は、TSCAで規制されているどの用途においてもヒトの健康及び環境に不当なリスクをもたらさないと暫定的に判断された。

もっと詳しく☞

[U.S.EPA（Risk Evaluation for Phthalic Anhydride）](#)
[U.S.EPA（Risk Evaluation for 1,3,4,6,7,8-Hexahydro-4,6,6,7,8,8-hexamethylcyclopenta \[g\]-2-benzopyran \(HHCB\)）](#)

② リチウム化合物のOELに関する科学報告書について意見募集を開始（ECHA）

欧州化学品庁（ECHA）は4月1日、リチウム化合物（炭酸リチウム、塩化リチウム及び水酸化リチウム）の職業ばく露限界（OEL）に関する科学報告書について意見募集を開始した。報告書では、根拠データの違いにより、8時間時間加重平均（TWA）として0.13～11.3 mg Li/m³の範囲で複数のOELが提案されている。どの根拠を採用すべきか、今後ECHAのリスク評価委員会（RAC）が見解を示すことになる。意見の提出期限は6月1日。

もっと詳しく☞

[ECHA（Occupational exposure limits – Consultations on OEL recommendation）](#)

特集：再生プラスチックを含む製品中の化学物質の安全性等への対応 (海外の安全性評価事例の紹介)

資源循環への対応とともに、国内では2022年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)」が施行され、再生プラスチックを含む製品が年々増加しています。しかし、再生プラスチックを含む製品の中には、そのリサイクル過程で非意図的に有害物質が含まれる可能性があり、消費者への健康リスクを適切に評価する必要性が指摘されています。

本号から2回にわたって、海外における再生プラスチック製品の安全性等に関する調査事例の中から、デンマーク環境保護庁より昨年公開された「**再生プラスチックを含む消費者製品中の化学物質の調査(Danish EPA, 2025)**^{*1}」について紹介します。本調査は、再生プラスチックを含む消費者製品中の化学物質の状況を把握し、リサイクル過程で混入する可能性のある有害物質について、消費者を対象とする健康リスク評価を行うことを目的に実施されました。調査全体の概要を以下に示します。

* 1 : <https://www2.mst.dk/Udgiv/publikationer/2025/09/978-87-7564-041-6.pdf>

消費者製品中の再生プラスチック材料の実態調査



文献レビュー、リサイクル業者へのヒアリング
ポリマーの種類、発生源（製造時 or 使用後回収） 混入経路等

再生プラスチック製品中の懸念物質の化学分析

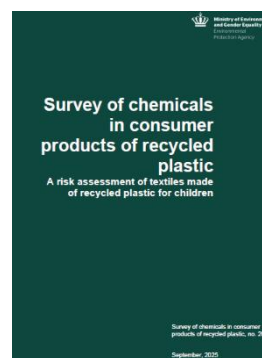


実態調査の確認結果から、対象製品・物質等を決定
対象製品：テキスタイル（繊維）製品（PET、ポリエステル等）
対象物質：難燃剤、可塑剤、重金属、その他の懸念物質

再生プラスチック製品中の懸念物質のリスク評価

子供へのばく露が懸念される繊維製品を対象に、
人工汗液を用いた溶出試験により懸念物質の溶出量を確認。
さらに有害性評価、経皮経路の推定ばく露量算出に基づきリスク評価。

次号では、上記に示した再生プラスチックを含む製品中の懸念物質の調査結果の中から、リスク評価まで実施した化学物質及び製品の具体的な内容を紹介します。



お知らせ

○「第31回化学物質評価研究機構研究発表会」の開催

6月5日（金）に経団連会館（東京都千代田区）において本機構主催の研究発表会を開催します。化学物質の安全性評価に関する研究発表、技術報告のほか、経済産業省 大臣官房産業保安・安全グループ 化学物質管理課長 大本治康様による化学物質管理政策に関する基調講演もございます。

詳細・参加のお申込み方法は [詳細ページ](#) にてご確認ください（申込締切：5月29日）。

※プレゼンテーション動画の配信は行いません。

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問合せください。

CERI 一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当：福島、田辺、多田)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp